

「整備管理者制度の運用について」の一部改正について

1. 改正の背景

依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、令和4年12月に取りまとめた「中間取りまとめ」において、整備管理者権限の明確化や整備管理者に対する指導強化が提言され、これを受けて「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年自動車交通局長通達(国自整第216号))について所用の改正を行いました。

2. 主な改正内容

○ 整備管理者の解任命令に大型車の車輪脱落事故を追加(下線部)

以下に該当した場合には、整備管理者の解任命令が行われることとなります。

- (1) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- (2) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合
- (3) 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合(自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合。自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。)
- (4) 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- (5) 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合
- (6) 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合のような事例が発生した場合

※ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号、第3号、第11号及び第12号に定めるものを指します。

※(3)の事故については、令和5年10月1日以降に発生したもから適用されます。

○ 整備管理者の業務及び役割に以下を明記(大型車を保有する場合は必須)

- ・タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表等を用いるなどして適切に実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること(タイヤ脱着時の作業管理表において適切に実施出来る場合は当該作業管理表を実施要領としても良い)

※大型車とは車両総重量8t以上または乗車定員30人以上の自動車を行います

施行：令和5年10月1日

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び整備管理者制度の運用の改正について

1. 背景

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、令和4年12月に取りまとめた「中間取りまとめ」において、整備管理者権限の明確化や整備管理者に対する指導強化が提言されたところ、これを受けて「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年自動車交通局長通達(国自整第216号))等、所用の改正を行う。

2. 改正概要

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年自動車交通局長通達(国自整第216号))等、以下の改正を行い、違反を新たに行政処分の対象に追加する。
 - ①整備管理者の業務及び役割に以下を明記
 - (ア) 大型車※を保有する場合のタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理を実施すること又は整備工場等を実施させること
 - (イ) 点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表(大型車)、その他の記録簿を管理すること
 - ※車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車
 - ②整備管理規程にタイヤ交換等の自家整備作業要領を具体的に記載することを明記
 - ③整備管理者選任前・選任後研修カリキュラムに大型車の車輪脱落事故の事例及びその防止対策を追記
 - ④大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故を惹起した運送事業者に対し、行政処分を実施(道路運送車両法第47条第1項関係)
 - ・初違反 20日車、再違反 40日車
 - ⑤一定期間に複数回の上記事故を惹起した整備管理者に対し、解任命令を発令・④による再違反の処分となる場合

3. 今後のスケジュール(予定)

施行：令和5年10月1日

令和5年10月1日より

更なる**車輪脱落事故防止対策**として、

自動車運送事業者 及び整備管理者に対する 行政処分を強化!



**整備管理者の解任命令に
大型車の車輪脱落事故を追加**

車両総重量8t以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの**車輪脱落事故**を起こすと、
行政処分等により**車両の使用停止**になります!

さらに3年以内に再発すると**整備管理者は解任**されます!

行政処分等の基準

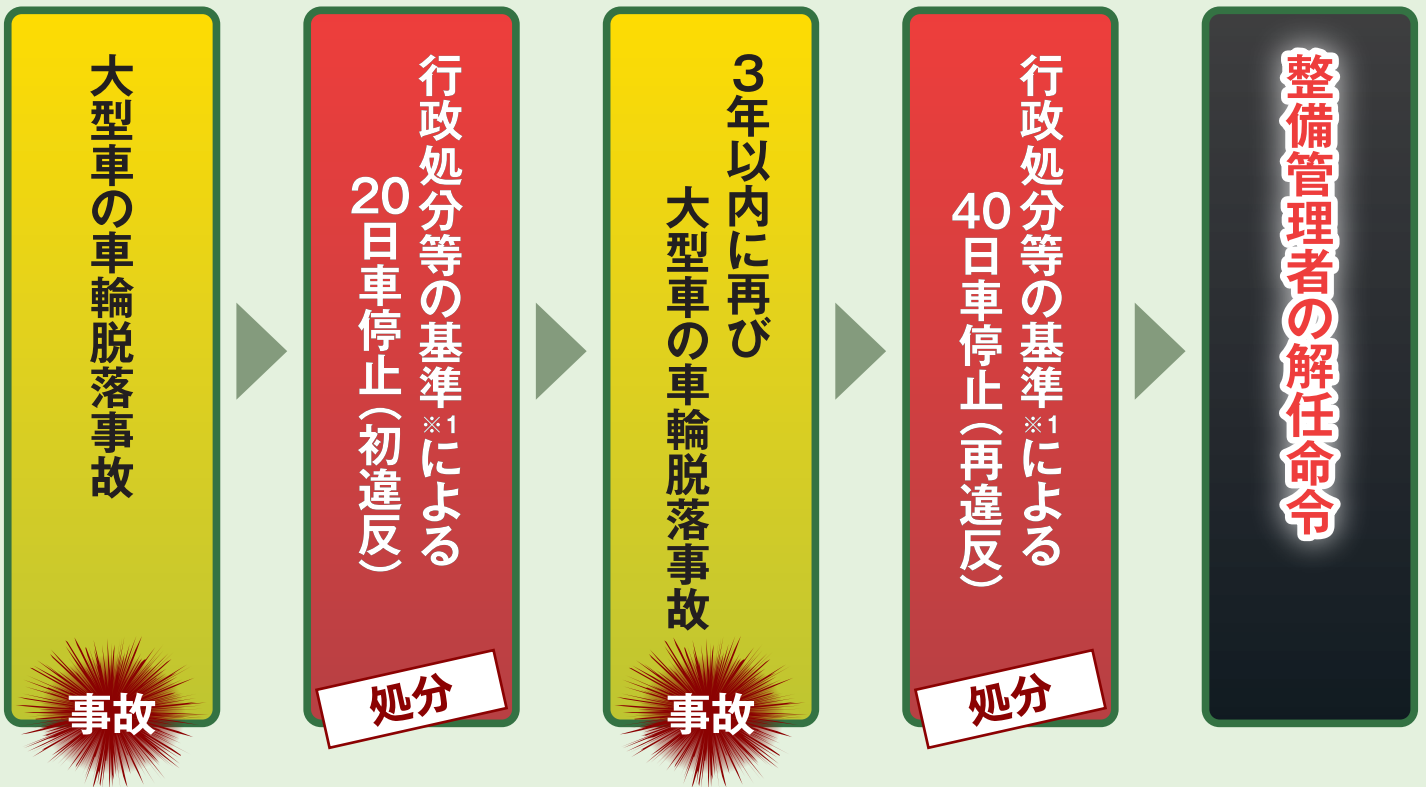
ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する
車輪脱落事故が発生したもの^(注)

車両の使用停止期間

初違反	20日車
再違反	40日車

(注)・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。
・車両総重量8トン以上の自動車に限る。

解任命令の流れ



※1 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故を発生した場合。ただし、初違反であっても、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合など、従前の規定に違反していた場合には解任命令の対象になり得る場合があります。

解任命令を受けたときの影響

- 1 解任された者は、整備管理者の選任資格要件が2年間なくなります。
- 2 整備管理者を選任していない違反営業所等は、30日間の事業停止処分を受けます※2。

※2 当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ違反を行うと許可の取り消し処分を受けます。

事故防止に向けた整備管理規程の見直し

国土交通省の自動車総合安全情報「点検・整備の推進」のサイトに整備管理規程の例（事業用）が掲載されています。見直しのご参考にしてください。

事業者が取り組む安全対策 ～点検・整備の推進～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>



「整備管理者の職務」と
「大型車の車輪脱落事故防止措置」
を直して…



「タイヤ脱着
作業管理表(作業要領)」
も直さなきゃ!